

一般国道185号線改築事業(安芸津バイパス)に係る
水除浜塩田跡土壌分析業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(甲)が、分析業務受託者(乙)に委託する、一般国道185号改築事業(安芸津バイパス)に係る水除浜塩田跡土壌分析業務に関して規定したものである。

(作業基準)

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務内容 別紙1のとおり
- (2) 業務場所 乙の作業所
- (3) 履行期間 契約の日から令和2年10月30日まで

(分析試料の採取)

第4条 本業務の分析試料については、乙が現地において乙が採取するものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第5条 乙は、本特記仕様書に基づき、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について業務実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(履行期間中の資料等の保管)

第6条 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

- 2 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、許可なく他に利用してはならない。

(成果品)

第7条 乙は、本業務を完了したときは、別紙2に示した成果品を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。
- 4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。